

## 安全運転管理者等に対する講習の実施に係る委託契約に関し青森県公安委員会の認定に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の3前段の規定により、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）を委託するための青森県公安委員会の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象)

第2 この要領において、青森県公安委員会の認定の対象となる者は、委託事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、第3又は第4に掲げる要件に該当するものとする。

(一般社団法人又は一般財団法人)

第3 一般社団法人又は一般財団法人の場合は、次の各号の要件を満たすものとする。

- 1 役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に法第51条の8第3項第2号イからホまで並びに施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに該当する者がいないこと。
- 2 道路における交通の安全に寄与することを目的として設立されていること。
- 3 委託事務を行うため必要かつ適切な組織及び設備を有していること。
  - (1) 必要な組織
    - ア 本県に委託事務を行う事務所を有していること。
    - イ 責任者及び委託事務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。
    - ウ 講習の委託事務を行う事務所において、2名以上の職員を委託事務に専従させることができること。
    - エ 講習の委託事務は、青森県内の警察署単位ごとに実施できること。
    - オ 青森県個人情報保護条例（平成10年条例第57号）第13条第2項の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理を行うものであること。
  - (2) 必要な設備

講習は、教本（講習指導員及び受講者の人数分）のほか、次に掲げる設備を用いて委託事務を行うものであること。

パソコン1台、プロジェクター1台、スタンド式又は自立式のスクリーン1枚、交通事故防止用のDVD（交通事故の個人及び企業責任並びにそのリスクについて解説する内容のもの）1枚以上

(3) 経理的基礎

ア 経営状況が著しく不良でないこと。

イ 原則として、1年以上の営業実績を有する法人であること。

4 委託事務を行うのに必要な能力を有する講習指導員が2名以上置かれていること。

講習指導員 講習の科目及び内容に応じて必要な学識経験者及び専門的知識を有する者（自動車安全運転センターが行う自動車の運転の管理に関する研修の課程（安全運転管理者課程）又はこれに相当する課程を修了した者を含む。）をいう。

(その他の者)

第4 その他の者の場合は、次の各号の要件を満たすものとする。

1 役員等に法第51条の8第3項第2号イからホまで並びに施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロのいずれかに該当する者がいないこと。

2 委託事務を行うため必要かつ適切な組織及び設備を有していること。

(1) 必要な組織

第3の3の(1)に同じ。

(2) 必要な設備

第3の3の(2)に同じ。

(3) 経理的基礎

第3の3の(3)に同じ。

3 委託事務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。

第3の4に同じ。

(認定の申請方法及び添付書類)

第5 青森県公安委員会の認定を申請するには、次に掲げる申請書及び添付書類を交通企画課に提出するものとする。

1 認定申請書（様式1）

2 役員（事業主及び従業員）名簿（様式2）

3 誓約書（様式3-1又は様式3-2）

4 講習指導員履歴書（様式4）

5 専従職員名簿（様式5）

6 申立書（様式6）

7 添付書類

(1) 定款及び商業登記事項証明書（証明書は3か月以内に発行されたもの）

なお、競争入札参加資格を申請する際に商業登記事項証明書を提出している場合は、省略できる。

- (2) 視聴覚機器を有していることを証する書面
- (3) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

(認定の通知及び有効期限)

第6 青森県公安委員会の認定の審査結果（以下「審査結果」という。）は、書面により申請者に通知することとし、審査結果の有効期限は、認定年月日から3年とする。

(申請書記載事項の変更又は休業・廃業)

第7 認定決定通知をした後、次に掲げる事項について変更があったとき（ただし、3については、新たに就任した場合に限る。）又は営業を休業するとき若しくは廃止したときは、認定申請書記載事項変更（休・廃業）届（様式7）を、提出させるものとする。ただし、1及び2に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書（個人の場合は営業証明書）の原本又は写しを、3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員（事業主及び従業員）名簿（様式2）を添付させるものとする。

- 1 商号又は名称
- 2 所在地（役員（事業主及び従業員）名簿（様式2）に記載している法人又は事業名称の所在地）
- 3 代表者、取締役、監査役等の役員（法人の場合に限る。）
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

附 則 この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年1月31日から施行する。

様式 1

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申請者

所在地

名称又は商号

代表者氏名

印

電話番号

## 認 定 申 請 書

道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定による安全運転管理者等に対する講習について、青森県公安委員会の委託事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める一般社団法人及び一般財団法人その他の者として申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

様式2

役員（事業主及び従業員）名簿

(ふりがな) 法人又は 事業名称				所在地		
番号	役職名	氏名	生年月日	住所		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

- ※ 1 名簿は、代表者から順次記載すること。
- 2 必要により若干様式を変更することは差し支えないが、変更する場合は、項目に漏れがないようにして下さい。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

様式 3 - 1 (法人用)

誓 約 書

当法人は、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同  
等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に

道路交通法（以下「法」という。）第51条の8第3項第2号イからホまで

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロ

イ 法第74条の3第6項の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者

ロ 法第117条、法第117条の2、法第117条の2の2（第1項第7号及び第9号を除く。）、法第117条の3の2、法第118条第2項第3号若しくは第4号、法第119条第2項第4号若しくは第5号又は法第119条の2の4第2項の違反行為をした日から2年を経過していない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

青森県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

（名称又は商号）

（代表者の氏名）

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

誓 約 書

当事業所は、私及び従業員に

道路交通法（以下「法」という。）第51条の8第3項第2号イからホまで

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロ

イ 法第74条の3第6項の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者

ロ 法第117条、法第117条の2、法第117条の2の2（第1項第7号及び第9号を除く。）、法第117条の3の2、法第118条第2項第3号若しくは第4号、法第119条第2項第4号若しくは第5号又は法第119条の2の4第2項の違反行為をした日から2年を経過していない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

青森県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名称又は商号)

(代表者の氏名)

印

様式 4

## 講習指導員履歴書

ふりがな 氏 名	
生年月日	
学 歴	
職 歴 等	
賞 罰	
備 考	自動車安全運転センターの実施する「安全運転管理者課程」又はそれと同等以上の講習を修了したことを証明する受講証の写しを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。



様式 5

専 従 職 員 名 簿

(ふりがな) 法人又は 事業名称				所在地	
番号	役 職 名	氏 名	生 年 月 日	住 所	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- ※ 1 名簿は、責任者から順次記載すること。
- 2 必要により若干様式を変更することは差し支えないが、変更する場合は、項目に漏れがないようにして下さい。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 横長とする。

様式 6

年 月 日

青森県公安委員会 殿

申告者  
所在地  
名称又は商号  
氏 名 印

申 立 書

青森県個人情報保護条例に基づき、保有個人情報について下記のとおり適正に管理していることに相違ありません。

記

- 1 保有個人情報の適正管理方法

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

青森県警察本部長殿

申請者 所在地又は住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

(担当者部署・職氏名) \_\_\_\_\_

(担当者連絡先) TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-MAIL \_\_\_\_\_

認定申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県公安委員会の認定申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので

次のとおり営業を 休業する ・ 廃止した ので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

廃止年月日 年 月 日

廃止理由：

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。